

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷九第

行發日一月二十年八正大

## 論 說

勞働と資本との根本的協調……………

法學博士

田島 錦治

特別課徴の利害并に其當否……………

法學博士

神戶 正雄

所帶統計概説(一)……………

法學博士

財部 靜治

植民地の土地政策(一)……………

法學博士

山本美越乃

明治の米價調節(四)……………

法學士

本庄榮治郎

## 時事問題

勞働組合の公認問題……………

法學博士

戸田 海市

海上再保險官營問題……………

法學士

小島昌太郎

## 雜 錄

我國における新ブルジョア階級の成立(一)……………

圓 谷 弘

鄧牧の「伯牙琴」……………

法、文學士

小島 祐馬

獨逸の戦時財産差増税新法案に就て……………

法學士

汐見 三郎

經濟論叢第九卷總目錄……………

編輯 委員

## 所帶統計概説(一)

財部 靜治

吾人は近刊法學新報紙上、所帶觀を試み、所帶は國勢調査の基本事務たる、視取りの單位たることを明かにせると共に、その實查上所帶に付、視取る所はその内容に富み、特に現時の諸文明國に於ては、之か實用も多きを以て、諸國は人口實查の材料蒐集及整理上、周到にして又分類詳細なる、所帶統計の作製に勉むることを、一言したり。然るに本邦統計界につき、熟々之を察するに、國勢調査は一年を俟たずして、實施せられんとするに拘はらず、又「家政」「所帶」「家庭」「家族」等の諸用語か、學者論客の口に上ることは多きに拘はらず、所帶統計の意義は看過少くとも輕視せらるゝに似たり、吾人は素より此種の統計に付、その學理及調査例を究むること、尙極めて淺しと雖も、右の如き實狀に鑑み、聊か之か一概説を試みて、世人の注意を喚起するの一助たらしめんと欲す、一編の結構措辭蕪雜なるを以てして、尙之を辭せざるは、問題時需に應ずること、頗る大なるを想へはなり、讀者幸に之を諒せよ。

所帯は人類の社會的共同生活に於ける諸形式の一をなす、且又一定地域の人口靜態に付、客觀的に綿密なる調査を遂げんとするに當り、視取らるべき民衆群に付、之を分類すべき諸社會的觀點を取り得べきことなるか、所帯は恰もかゝる觀點の一なり、加之此形式によれる人口分類は、人口群衆の一分類なから、實はその群衆とその元素たる個人との間に、插まれたる物的中間分類視するを得へし、その考察上重點たるべきは、職業別、信教別と言ふか如く、個人の社會的特質如何に従ひて、分ち得たる社會學的分類視すべき點のみに存せしめて、寧ろ之を第一次に個人以上、先つ世に現出さるべき、平凡なる社會成團視し、その内容如何により、分ち得たる社會學的分類として問ふにあり、「所帯觀」中親族又は所帯の一團を以て、特別の察取對象となし、聊かその社會學的意義を問へるも、此主旨を説けるに外ならず、而して大多數の人は一の所帯に屬するにより、人口靜態につき基本の客觀的個別調査をなすに當り、その民衆に於ける、右人間共存の最小成團を、統計的に捕捉することを得せしむ、従ひて一面本邦國勢調査法規にも窺はるゝ如く、所帯を實査するは、主として人口實査を遂ぐるの便宜に出つとも、議し得べきに拘はらず、所帯統計はそのものとして、獨立の意義を有するは、「所帯觀」中にも指摘せるか如し、乃ち知る所帯統計の本分及目的は、特定地域の人口靜態に付、所帯て社會成團の數及構成に關する、本源の客觀的知識を明かにし、又その得られたる結果により、社會研究上の有用資料を授くるにありと

すべきを。

人口を所帯統計により種々に類別するは、恰も亦この類別及その類別のために生すべき諸報告により、その他の諸部門統計に、種々の聯絡點を生すべきこと、假令は共同生活如何による類別と、道德統計との聯絡あるか如きことあるかために必要なり、かく道德統計上の評價を促かすべき類別は、各個人か住める道德的境遇の現況を、考ふるにも有用なり、假令は山家又は小農村に住める者と、大都市に住める者との間には、恰もその所帯の構造に大差あるかために、その倫理觀及社會觀に大相違あり、土着住居事情の模様如何は又家族へも特別の一影響を及ぼすへし、家族は社會の細胞に似たり、家族團體に他人分子を加へ、小商人手工業家及農家の家庭に、僕婢手傳を容れ、間借人食客等を容るゝかために、その家族の形態學的考察上、倫理的に特別の一解釋を促すことゝなるべく、部分的には實に憂ふべき元素を、加へ初むることゝなる、要するに所帯又は家族の共同生活如何は、道德統計上特に意義ありとす。

家族と所帯との間に、一相違存するか如く、是等二成團の事情闡明に當るべき統計につきても區別を付し得へし、家族統計は狹義の所帯又は固有家族の形態學的敘事、假令は現存夫婦、その持續期間、子の數、子の嫡私出、夫婦の年齢關係、本邦事情としては、その外内縁の妻、協議上の離婚、養子縁組、隱居等に關する、計數的敘事を授くるに勉むべきも、所帯統計は經濟上の方面

より狹義家族のみならず、一般に住居及家計共同體の數及形態を、査察するをその職分とす、若し夫れ所帶統計を通して、家族共同生活の事情を、確かむるの效用につきては、以下少しく説く所あるへしと雖も、右の如き相違あるかために、各々獨得の意義を有し、又各別に開拓さるべきものあるを忘るべきにあらず。

### 三

之を沿革的に察するに、歐洲人口靜態統計は、問々所帶又は家族の直接觀察、否竈數によれる之か徵候觀察に伴へり、一般に中世にありては、竈數を實査し、よりて得たる數に、一竈につきの推定平均家族人員（通常四人又は五人）を乗することにより、間接に人口現計を察知することになり、屢々又近世に至る迄その狀を續けたり、その後徵を穿つか如き、調査法を探ることとなり、人員あたまた數又は獨逸語にて所謂 *Sozialstatistik* の調査を、主とすることとなりてよりも、尙同時に家族の員數を、確かむることをも亦重んじたり、而も亦その多くは、單に家族の總數を示すか如き、粗大の形式をとり、その以上に家族の種類及範圍による、細則を付せざりき、又人口の一部分が、家族の結束以外に共同生存せるの事情は、不問に付せられたり、一八四六年來の獨逸關稅同盟調査に於けるか如きは然り、されど又社會上の觀點より、興味甚多く、國又は都市によりては近年に至りて、漸く之か調査を試むることとなりしも、統計の大量觀察よりせば、實行の望多からざる試み

も、夙に起れることあり、所帯生活の諸特殊形態を、察取せんとせるは之なり、乃ち假令は特殊婚姻法の影響により、結婚難を訴へしめ、私生兒の數多きを以て著はれたる、前世紀前半中の巴威里にありては、一八四〇年及一八五二年「婚姻關係なくして共棲せる男女數」を問へるも、それは當時行政統計の局に當りしヘルマン自身か證言せる如く、失敗に歸したり、その外巴威里の古統計につき、特色とすへきは、家族の觀念決定上、經濟上の獨立に、法外又絶對の重味をおけるにあり、乃ちかゝる家族觀念として、一八五五年綜合決定されたる所によるに、「目次家族の數」と言へる所には、巴威里國內に一定の住所を有し、獨立たり、又養育料施與のみよりなることなき、獨特の特別所得を收むへき、一切の男又は女を録取すへし、その間何れかの途により、確證さるへき定住所、何處なるかを問はず、又その人か無配偶有配偶たるか、僧又俗たるか、固有の所帯を有するかは、無關係とす」とせり、從ひて全く現時の綜合的意義によれる、家族觀念の如くならず、寧ろ經濟上獨立せる者の選抜を期すへき、個人主義的觀念たりき。然るに近時に至り、根柢社會成團の統計査察上改良されたる所は、次の三點に關す、乃ち視取り様式として、所帯票を採用し、之によりて審査の技術上に於ても亦、右社會成團の分離察取を遂げしむることはその一なり、原材料の集中整理を、初めたることはその二なり、社會政策に鑑み、特に諸大都市の市統計的事務上、所帯及家族の構造を明かにすることに、特別の注意を拂ふに、至りしことその三なり、

事實上右特殊社會統計の發達に付、諸國諸都市の間に大相違存するは、人口統計の他の諸範圍に於けるよりも甚し、一は此種の統計か、輒近に至りて初めて、注目又開拓せられし當然の結果たり、而して就中由來最も有用なる報告を授くるものは、諸大都市なり、吾人は此點に付、曾て本誌上獨逸の市統計所を紹介せることを想起し、本邦諸都市市政當局者か、國庫補助ある市營住宅の必要に、覺醒すること頗る鋭敏なるに拘はらず、根本政務たる市統計刷新の必要覺醒に、同じ鋭敏を示されざるか如くなるを見、私かに之を惜む。

#### 四

人類社會生活の根柢成團、乃ち所帶又は家族に關する視取りは、各個人の視取り同様、疑問の餘地なき計數事例として、言下に之を實施し得へきに非ず、寧ろその成團組成分子の共同所屬に關し、知覺し得へく或は尋問により確かむべき標準を定めて之に照し、その組成分子の一團を一括せんとするの、中間的觀念決定の手續を、挿むことによりてのみ、之を達し得へし。

右の點につき二つの方法又は主義の、何れかを採り得へし、乃ち或は形式主義によることとし、住居を構ふるの外部事實を以て、一所帶に對する共同所屬の、表現を認むること、なし得へし、此見解によれる實例は、佛蘭西、白耳義 (Ménage) 英蘭 (Tenement, house) 北米合衆國 (Dwelling) に於て見る所、澳地利 (Wohnpartei) に於ても、従前は之によれり、されど一九〇〇年の同國人

口實査にありては、此點に付重要改革を施し、根柢社會成團を住居の一組に求めず、之を人々の特殊共同體に求むることゝなれり、而して同國に於てかく改められたる見解は、恰も亦他の諸國に於て、由來採用されたる見解なり、乃ち獨逸、伊太利、丁抹、瑞典、諾威、西班牙等にありては、實質主義によることゝし、成團に對する個人の共同所屬につき、人身的標準を設け、之により直接に決せらるべき、人の共同體を視取ることゝす、この方法たる住居共同の事實によるのみならず、共同家計に屬するの事實に照して、視取りの際に察知せる、人々の一集合を問ひ、結局は又此集合を標準として、特別の一視取り用紙に、之か共同記入を遂げしむる場合に、實現さるへし、我邦に於ても、昔時にありては不知不識第一の見解によりしかたに、戸口の「戸とは家數のこと」なりとの、單純なる解釋により、事濟みたりと雖も、國勢調査施行令第三條第二項か、「本令に於て世帯と稱するは、住居及家計を共にする者を謂ふ」と規定せるは、第二の見解に則ることを、明言せるものと謂ふへし。

右両調査方法は共に面倒を伴ふへし、乃ち前者にありては、住居何たるかを、正當に限定すること、屢困難なり、蓋し視取られたる一空間を、固有の一住居とすべく、從ひてその中にある人を、固有の一所帯とすべきや、或は他の住居の一區分に過ぎずとすべきや、疑はしき場合尠からず、このことたる同じ屋敷の内に、別棟隱居所の設けある、一例のみを想像しても、直ちに看



取し得べき所たり、又他の住居の一區分に過ぎずとする場合、その區分内に住める人々は、何處に屬するかの問題をも生ず。次に人の共同體によるべき、調査法にありては、人の限定特に個人の經濟關係に關し、間々困難なる問題を生ず、乃ち獨り住居の人に付、固有の一獨立所帶ありとすべきや、或は他の一家族所帶に従屬せりとし、或は他の特殊所帶に屬とすべきや、屢疑問を生ずへし、かく住居及家計獨立なるや、不獨立なるやの問題に關する決定如何により、所帶總數の萬國比較適性を大に傷くへし、蓋し一面には獨り住居の取扱同しからず、國によりては之に付満足なる規定を、全く設けざるものと共に、他の一面に於て社會の實情そのものは、往々にしてその煩瑣なる現況を、察知すること殆んど不能なるを示すへければなり。

兩調査方法は全體に、同一の目的を達せしむべく、相違せる結果を生ずるは、例外の場合に限らるへし、乃ち一住居に多數の所帶を包容する場合、又は一所帶か多くの住居に分たる、場合に、之を生ずへし、獨り者を取扱ふの困難は、二者何れの場合にも存し得へし、乃ちその住居よりするも、その家計よりするも、獨立ありや他への從屬ありやの問題として、然りとす、されは我調査法規も、現にかゝる困難を豫想し、「家計を共にするも、別に住居を有する者、又は住居を共にするも、別に家計を立つる者は、一所帶とす、其一人なる場合亦同し」(令第三條四項)と規定せるも實際の取扱上困難を告くべきは依然たるへし。

實査の技術上よりせんか、住居單位又は家計單位の視取りは、第一にその單位の組成分子を、録取すべき様式の定めにより、第二に是等成團の内部構造認識のために、各組成分子のその住居主又は所帯主に對する、關係につきての問を設くることにより、之を達し得へし、我國勢調査事業當局者か、夙にその準備事務の一として、「國勢調査申告書」の様式を定め、又その規定上、被調査者に付「世帯に於ける地位」を、問ふこととせるは之なり。

## 五

被調査者の「世帯に於ける地位」と言へるは、茫漠たりと謂は、言ひ得へし、今之を所帯主に對する關係の意なりとせんか、その關係區々たるかために、所帯に種々の形式を生すへきは、以上述へし所により、略推知し得へし、かくて統計上所帯といふ場合、日常生活上普通に此名稱を付すへき、現存夫婦又は固有の家族、乃ち親族所帯通常又は固有の所帯 Familienhaushaltungen, Gewöhnliche od. eigentliche H. を解するのみならず、獨り住居の所帯をも、その未婚者たるを、離婚者寡婦たるを、男たると女たるを問はず、凡て包含せしむ、現に我國勢調査法規は、獨逸の統計に於けると同様、住居及家計の共同體を以て、所帯となすこと上述の如くなるのみならず、此點に付ても同様に、獨り住居にして特別の一「住居を有し、家計を立つる者、亦一所帯とす」と規定したり、(施行令第三條三項)所謂單身所帯 Einzelhaushaltungen は之なり、されはその他の獨

り住居にして、獨立の家計を營まざる者、假令は京都にその例多きか如く、寺に間借して「食堂」の賄によれるか如きは、單身所帯をなせりとせず、自ら夫等の人々か住める所帯、又は夫等の人のため、賄をなせる所帯の、所帯員として之を數ふるの外なかるべく、國勢調査の準備に任ずべき機關は、規定に關聯して起るべき、這般の諸疑問に付、取扱ひ不齊一に流れざるか如く、豫しめ準備する所あるべきなり。

一家計共同體、一生存共同體たる、所帯の性質上、凡庸又純潔の所帯視すべき親族所帯以外、特殊性質の共同體に共棲せる、人々により組成せらるゝ、特殊の所帯を包含す、是等の所帯は特別の寄合ひ所帯として、任意又は強制的に、その住居及賄上、特別管理の下に立てる多數人の群たり、獨逸に於て普通に公共設備 *Ausgaben* とせられ、合衆所帯又は例外所帯 *Kollektiv-oder Extrahau-haltungen* とも呼ばる、我邦にありては由來普通に準所帯と稱せられ、法規に於ても「寄宿舎、病院、旅店、下宿屋その他、家計を共にせざる者の、集合する場屋又は船舶に在る者にして、其の家計を共にせざるものは、一場屋又は一船舶毎に一世帯に準す」(施行令第三條五項)と規定せり、通常所帯か一切の經濟的生存目的を充たすため、限られたる人員を、有機的に包容するに反し、夫等の所帯は、原子化せる親族員、所帯員を、一の特定目的のため、集合せしめたるものとも呼び得へし、されど又準所帯内に住むも、分離されたる家計を營める者は、その準所帯

員に數へずして、一所帯とすへく、その家計を營む者一の親族團たらは、一の親族所帯ありとすへし、こは本邦に於ても、前に引用せし調査令第三條第四項の適用上、當然然るべき所なり、本邦調査法規にありては、その外普通の規定を、「適用し難き場所に關する調査に付ては、内閣總理大臣別に其の手續を定む」(令第二條)と規定し、別に夫等の場所を以て、(一)宮城、離宮、皇族の殿邸其の他之に準すへき箇所、(二)外國の大使館、公使館及軍艦、(三)陸海軍の部隊及艦船(四)司法大臣の管理に屬する監獄と定めたり、(細則第一〇條)かくて民衆生存の百態、網羅し盡されたるか如しと雖も、別に又民衆の中には、家なく所帯なくして、天下を家とし所帯となし、或は山河を放浪し、或は市井に潜伏する者尠からず、極端なる個人思想は「超人」を生み、自暴自棄は浮浪人不良民を生むか如く、複雑なる社會は、特殊の天人合一説に驅られたる、「逸民」「道士」「仙人」を宿すの可能あり、飲中の八仙、竹林の七賢は、大正の今日にも存するの可能あるは、世間の事に不融通なる統計家と雖も、心掛くへき事柄なり。

昔時の調査にありては、何處にても地方目録 *Ortliche* 基本調査の單位をなし、各地方に於ける一切の所帯は、各地方各別の一目録により、視取られたるも、近時の進歩せる調査方法にありては、その代りに所帯票使用せらるゝは、前にも述へしか如し、國によりては更に一步を進め、各所帯員各別の個別票人別票 *Bulletin individuel* 單名票 *Kamenliste* 又は計票 *Zählkarte*, *Kartenmethode*

を用ゐて、基本の視取りを遂げんとするものあり、人口實査に於ける所帶票及個別票の優劣に關する一般論は、別に研究を要する所なるか、今所帶調査に關聯して、少しく此問題を究めんか、凡そ個人とその個人か住み、又その消費の生計を立つる、家族又は所帶との特殊聯絡は、極めて強く印刻せらるゝを以て、統計上個別票を使用せる際にありても、大多數の場合その個人を、その所帶内に捜すの要あり、従ひて又その目的上、通常個別票以外に、簡單なる所帶票使用の必要あり、而してその票には、少くとも所帶員の姓名以外、その所帶主に對する親族關係、その他の關係も亦示さる、されはエンゲルか夙に一八七一年、普國に於て集中整理を斷行し、之と關聯して個別票使用の方針を立てしに拘はらず、所帶視取りにつきては例外を認め、マイアーも調査様式を微分して、各人各別の計票に及ぼすは、所帶及家族統計の發達には利ならずとし、輓近に至り所帶廢止の反對論も唱へらる、蓋し單名票そのものゝみによりては、所帶の内部構造を詳言すればは各所帶員か、その所帶主又は住居主に對し、如何なる關係を有するかを、正しく究め兼ねること珍しからされはなり。(未完)